

(2014年2月更新)

災害により被災された
在学生の皆様

2013年9月
聖学院大学学生課

聖学院大学災害被災者修学支援制度について

災害により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
聖学院大学では、被災された学生への経済的支援として被災の状況に応じて、2014年度授業料の減免措置を講じることを決定いたしました。
本措置を希望される学生は、学生課に申し出てください。

【適用対象となる災害（被害）】

- 2013年7月28日の島根県及び山口県における大雨による被害
- 2013年8月9日からの東北地方を中心とする大雨による被害
- 2013年8月23日から28日までの西日本、東日本の日本海側を中心とする大雨等による被害
- 2013年9月2日に発生した埼玉県・千葉県における突風（竜巻）による災害
- 2013年9月13日からの台風第18号による被害
- 2014年2月14日からの大雪による被害

【対象者】※1災害に1回のみ適用となります

- (1) 家計支持者が死亡、又は家計支持者の居住する家屋が全壊もしくは全焼した者
- (2) 家計支持者が居住する家屋が半壊もしくは半焼した者
- (3) 家計支持者が居住する家屋が床上浸水した者
- (4) 家計支持者が居住する家屋が床下浸水または一部損壊した者
- (5) 災害にともない経済的に困窮した者。ただし学生本人の父母又はこれに代って家計を支えている者（主たる家計支持者一人）の収入金額が、下記 a、b のいずれかである者

a. 給与所得者 700万円未満

b. 給与所得者以外 350万円未満

※ この項目でいう収入金額とは、「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額（税込）とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の所得金額（税込）とする。

【支援措置内容】

選考の上、下記の措置を決定いたします。

対象者（１）については、当該年度の授業料および施設費（春学期・秋学期）の全額を免除する。

対象者（２）については、当該年度の授業料および施設費（春学期・秋学期）の50%を免除する。

対象者（３）については、当該年度の授業料（春学期・秋学期）の40%を免除する。

対象者（４）については、当該年度の授業料（春学期・秋学期）の20%を免除する。

対象者（５）については、当該年度の授業料および施設費（春学期・秋学期）の50%を免除する。

【申請方法】

家宅等被災状況、収入状況を確認できる資料（り災証明書、災害後の所得証明書）を添え、学生課配布する所定の「申請書」を提出する。